**稲沢市病児・病後児保育業務委託公募型プロポーザル実施要領**

１　趣旨

保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりに寄与するため、稲沢市病児・病後児保育事業を実施するにあたり、その受託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

２　業務の概要

（１）業務名

　　　稲沢市病児・病後児保育業務

（２）業務内容

「稲沢市病児・病後児保育業務委託仕様書」のとおり

（３）業務期間

　　　　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

　　　　契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までを本業務の準備期間とし、その期間の委託料は発生しないものとする。

（４）見積条件

この業務は長期継続契約に該当し、本業務に係る概算見積額の上限は次のとおりとする。ただし、翌年度以降における委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。　総額　６２，９２５，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

（内訳）令和　８年度　　２１，９７５，０００円

　　　　　令和　９年度　　２０，４７５，０００円

　　　　　令和１０年度　　２０，４７５，０００円

３　参加資格

　　参加者は、企画提案書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とする。なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）国税及び地方税を滞納していないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

（４）募集開始時点から優先交渉権者決定通知までの間に、稲沢市指名停止取扱要領(平成１６年４月１日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第３２条第１項各号に掲げる者及び稲沢市暴力団排除条例（平成２３年９月１４日条例第１３号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

（６）暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

（７）保育所、幼保連携型認定こども園等の保育施設または病児・病後児保育の運営実績が１件以上あること。

（８）本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域や関係機関等と連携して事業を実施できること。

（９）稲沢市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、登載されていない者が本プロポーザルへの参加を希望する場合、次のとおり資料を提出することにより、本プロポーザル及び本事業に限り参加することができるものとする。

※資料を審査した結果、入札参加資格者名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合に限る。

ア．提出期限　令和７年１１月１7日（月）午後５時まで（必着）

イ．提出書類　次に掲げる書類一式を１部提出すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類一覧 | | |
| No． | 書類名 | 提出書類の説明 |
| １ | 履歴事項全部証明書  ※３か月以内発行のもの。 | ・法務局発行のもの。（法務局登記官が証明したもの） |
| ２ | 納税証明書（国税　その３の３）  ※３か月以内発行のもの。 | ・税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３　未納のないことの証明）。 |
| ３ | 納税証明書（愛知県税）又は愛知県税の納税義務がないことの申出書  ※納税証明書は３か月以内発行のもの。 | ・愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）。  ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、 「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。 |
| ４ | 未納税額のない証明書（稲沢市税）  ※３か月以内発行のもの。 | ・稲沢市が発行した「未納税額のない証明書」。  ※稲沢市に納税義務が無く、提出する書類がない場合、「未納税額のない証明書」の提出の必要はありません。 |

※　上記１～４の書類は、複写機によるコピーでの提出も可とする。

４　審査方法

　　提出された企画提案書等の内容について、プレゼンテーションを実施し、稲沢市病児・病後児保育業務委託業者選定委員会の委員による審査を行う。

５　日程

|  |  |
| --- | --- |
| 日 程 | 項 目 |
| 令和７年１０月17日（金） | 実施要項等の公表 |
| 令和７年１０月３１日（金） | 質問書提出期限日 |
| 令和７年１１月　７日（金） | 質問書回答日 |
| 令和７年１１月１７日（月） | 企画提案書等書類提出期限 |
| 令和７年１１月１７日（月） | 辞退届提出期限 |
| 令和７年１１月２８日（金） | プレゼンテーション審査　※時刻は後日通知 |
| 令和７年１２月　５日（金）予定 | 審査結果通知・公表 |

※上記日程は予定であり変更する場合もある。また、企画提案書等の受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合がある。

６　質問書の提出及び回答

（１）提出期限

　　　　令和７年１０月31日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

　　　　質問書（様式１）により電子メール又はFAXで提出すること。なお、電子メールの件名は「稲沢市病児・病後児保育業務委託公募型プロポーザルに係る質疑」とすること。

　電子メール：kosodate@city.inazawa.aichi.jp

FAX：0587-32-8911

※提出後、電話にて子育て支援課に到着確認をすること。（電話：0587-32-1299）

（３）回答

　　　　稲沢市ホームページにて公表する。

７　参加申込手続き及び資格審査

（１）提出書類

プロポーザルの参加事業者（以下「参加事業者」という）は、本実施要領、仕様書及び稲沢市契約規制（昭和５７年５月１日規則第３７号）等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。（各６部＋電子データを保存したＣＤ－Ｒを一部用意）

①参加申込書（様式２）

②法人概要書（様式３）

③業務実績調書（様式４）

④企画提案書（様式５）

⑤見積書（様式６）※各年度別内訳書（任意様式）を別途添付すること

（２）提出期限

　　　令和７年１１月１7日（金）午後５時まで（必着）

（３）提出方法

　　　持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限に必着のこと）

　提出先：〒492-8269　愛知県稲沢市稲府町１

　　　　　　稲沢市子ども健康部子育て支援課子育て支援グループ

（４）資格審査結果の通知

　　　参加事業者の参加資格及び提出書類の審査を行い、審査結果及びプレゼンテーション審査時刻を通知する。

　　　参加資格者から期限までに適正に提出された提案が５社を超えた場合は、（１）提出書類中③業務実績調書（様式４）における東海三県の件数を基準として、上位５社を選考する。なお、提案が５社以内の場合は、全ての参加資格者をプレゼンテーション審査の対象とする。

８　企画提案書の形式・留意事項

企画提案にあたっての前提条件がある場合は明記すること。提案内容は、全て業務期間内に実現可能なものとし具体的な実現時期を明記すること。提案にかかる費用はすべて見積もりに含まれていること。仕様書の要件を満たさない提案内容またはより良い提案がある場合は、その箇所を明確にし、詳細な説明を記載すること。

企画提案書の構成については、以下のとおりとする。

（１）企画提案書の様式は日本産業規格Ａ４の縦両面印刷とし、様式第５号①～⑤の項目ごとに改ページすること。書式は横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。

（２）追加でＡ３の資料がある場合は、折り込んでＡ４サイズで提出すること。

（３）ページ数は表紙、裏表紙を除く２０ページ以内とし、Ａ３の資料は２ページとして換算すること。

（４）各ページにはページ番号を記載すること。

９　プレゼンテーション審査及び委託業者の選定

本実施要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等により、選定委員会がプレゼンテーション審査を実施する。

（１）実施日　　令和７年１１月２８日（金）

（２）実施場所　稲沢市役所第１分庁舎２階　第４会議室

（３）待機場所　稲沢市役所第１分庁舎２階　第２会議室

（４）プレゼンテーション審査概要

　　　　　①実施時間　プレゼンテーション　１５分（準備時間含む。）・質疑応答　１０分

　　　　　②説明者　　３人以内

③使用資機材等

電子データによる提案説明を行う場合、当日使用するプロジェクター・スクリーンは稲沢市が準備するが、ＰＣやＨＤＭＩケーブル等必要な機材については、提案者側で準備すること。その他調整事項があれば、双方協議のうえ決定すること。

（５）評価基準

選定委員会が企画提案書などの内容及びプレゼンテーションにより審査する。

各委員の評価点（１００点）の合計を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を最優先交渉事業者とし、総合評価点が２番目に高い者を第２位優先交渉事業者とする。

総合評価点の同じ者が複数ある場合は、審査項目２「提案評価」の評価点合計が最も高い者を上位とし、これでも同点の場合は各委員で協議し決定することとする。

（６）審査結果通知

審査終了後、参加業者に対して審査結果を通知する。

※通知予定日　令和７年１２月５日(金)

（７）交渉順位決定後の契約交渉

この審査により最優先交渉権者に選定された事業者は、発注者と仕様書、提案内容及び見積金額等の協議・交渉を行い契約することとする。最優先交渉業者が、地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当することになった場合又は自己都合により辞退の申し出があった場合は、その者とは契約をせず、第２位優先交渉事業者と契約手続きを進めるものとする。

（８）その他

審査については非公開とする。

10　提出書類の取扱い

提出された全ての書類の取扱いは、次の各号による。

（１）提出された全ての書類は、提出者に無断で業者選定の目的以外に使用しない。

（２）本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

（３）提出された全ての書類等は返却しない。

（４）提出された全ての書類等は稲沢市行政情報公開条例（昭和５８年稲沢市条例第16号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

11　その他の留意事項

（１）言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加事業者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。

（３）参加辞退の場合

都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第７）を事務局に提出すること。なお、不参加の意思を表明した者に対して、その後、不利益な取扱いは行わないものとする。

（４）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合

⑤ 見積書（様式６）の金額が「２（３）見積条件」の上限額を超過した場合

（５）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注者に選任された者が作成した企画提案書等の書類については、発注者が必要と認める場合には、発注者は、受注者にあらかじめ通知することにより、その一部又は、全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６）その他

参加事業者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てすることはできない。

12　事務局

プロポーザルの事務局は、子ども健康部子育て支援課に置く。

連絡先

〒４９２－８２６９

愛知県稲沢市稲府町１番地

稲沢市　子ども健康部子育て支援課子育て支援グループ

担当：飯田・青木

電話（０５８７）３２－１２９９（ダイヤルイン）

ＦＡＸ（０５８７）３２－８９１１

E-mail：kosodate@city.inazawa.aichi.jp